

## 第4節 公益法人制度改革をめぐる動き

現行の公益法人制度は、明治29年制定の民法に基づくものであるが、平成18年に公益法人制度改革関連3法が制定され、その施行が平成20年12月1日に予定されている。新しい制度では、法人の設立と公益性の判断が分離される等、108年ぶりに公益法人制度が抜本的に改められることとなり、行政と公益法人をめぐる環境が大きく変貌していくことが予想される。現在、内閣府等において、新公益法人制度施行に向けた諸準備が進められているところである。

### 1. 公益法人制度改革の経緯

個人の価値観が多様化する今日の我が国においては、官から民への大きな流れの中で、行政でも営利企業でもない民間非営利部門が、社会のニーズに柔軟かつ機動的に対応して、公益活動を積極的に展開することが強く要請されるようになってきており、こうした活動の健全な発展を促進するためには、簡単に設立できる法人制度の創設が求められている。ところが、現行の公益法人制度は、主務官庁制の下で、法人の設立と公益性の判断とが一体的であることから、設立許可が裁量的に運用されているとの批判もあった。また、公益法人自身においても不適切な事案が相次ぎ、内部統制の強化、充実も課題となっていた。

このような中、平成14年3月に閣議決定された「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」において、公益法人制度について「抜本的かつ体系的な見直しを行う」とこととされたことを受け、内閣官房を中心に幅広い観点から検討が進められた結果、平成18年3月に公益法人制度改革関連3法案が国会に提出され、国会における審議を経て可決・成立し、同年6月2日に公布された。成立した法律は次のとおりである。

- ・ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律第48号）
- ・ 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律第49号）
- ・ 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年法律第50号）

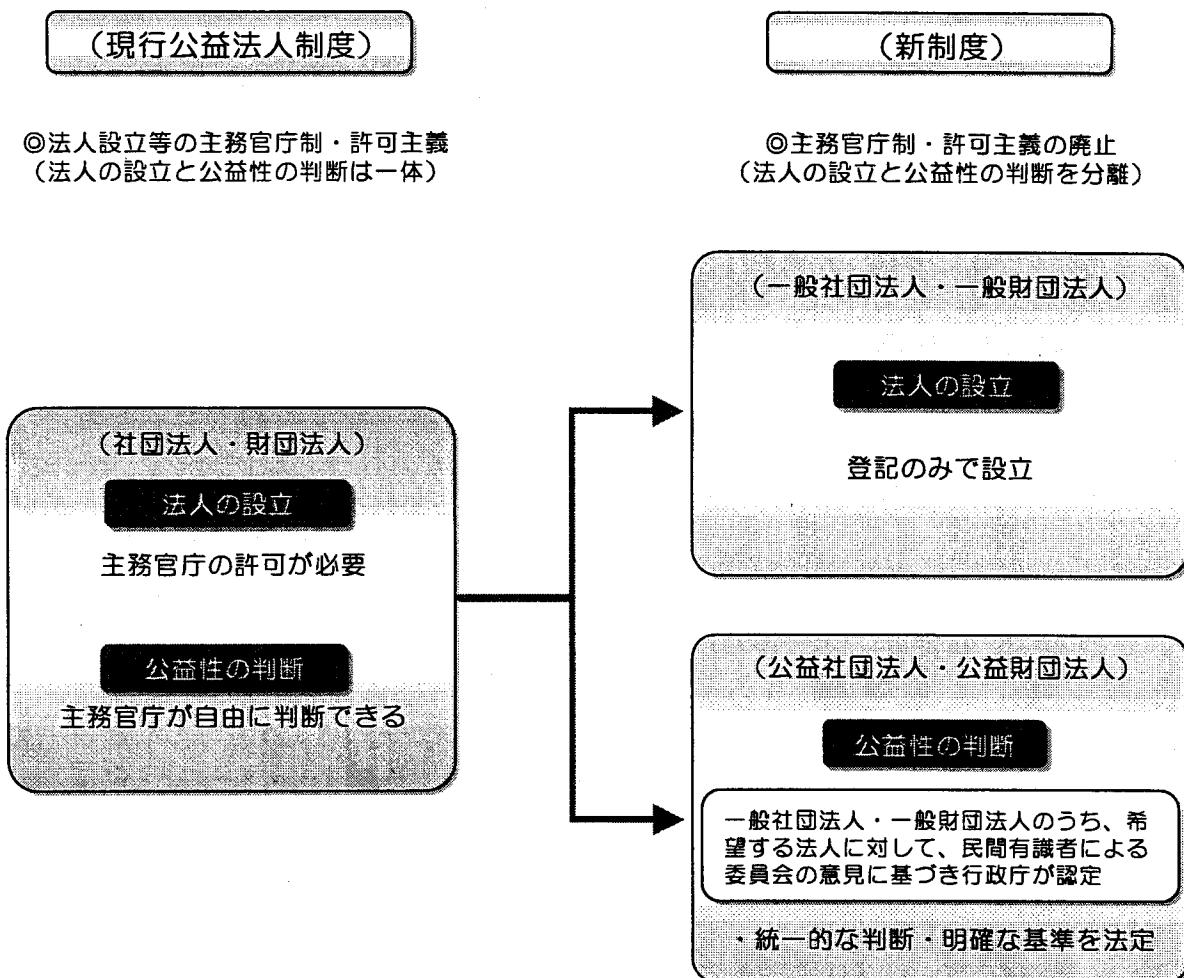
### 2. 新たな公益法人制度の特色

現行制度においては、各主務官庁が公益法人の設立許可等を行う仕組みとなっているが、新たな制度においては、設立許可と一体であった公益性の判断が分離されることに大きな特色がある。

まず、法人の設立については、これまでの許可主義に代わり、準則主義（登記）により簡便に法人（一般社団法人又は一般財団法人）が設立できることとされる。

そして、これらの中から法令で定められた明確な基準によって公益性の認定を受けた法人が、公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）となる。公益性の認定は、民間有識者からなる合議制機関の意見に基づき、国にあっては内閣府、地方にあっては知事が一元的に行うこととされ、従前の制度とは異なり、省庁から切断されることとなる。また、認定後の公益法人に対する監督についても、同様の仕組みで行われることとなっている（図3-4-1）。

図3－4－1 公益法人制度改革のポイント



### 3. 公益法人制度改革関連3法の概要

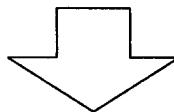
#### (1) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

剩余金の分配を目的としない社団及び財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義（登記）により簡便に法人格を取得することができる一般社団法人及び一般財団法人に関する制度を創設し、その設立、組織、運営及び管理についての規定を整備するものである（図3-4-2）。

図3-4-4 現行の公益法人の新制度への移行措置の概要

約2万5千ある現行の公益法人が新たな制度に円滑に移行するための規定を整備

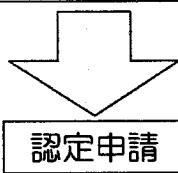
社団法人・財団法人



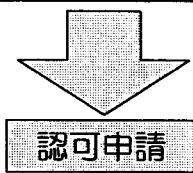
(平成20年12月1日～)

特例民法法人

- 名称は、従来の「社団法人～」、「財団法人～」を使用可
- 業務の監督は従前の例により現行の主務官庁
- 定款の記載、機関設計等は基本的に従前のとおり
- 施行日において現行の登記を新法の登記とみなす
- 決算公告義務は法律で課さず、従来の情報公開を引き続き指導
- 特例社団法人は基金を募集できる
- 特例財団法人は純資産の総額が300万円未満でも存続できる
- 特例民法法人は特例民法法人と合併できる



<施行日から5年以内>

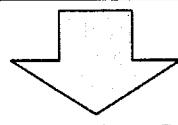


<認定の基準>

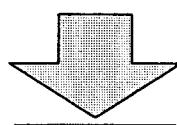
- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及び公益法人認定法並びにこれらの政省（府）令の規定に適合するものであること
- 公益法人認定法における公益認定の基準に適合するものであること

<認可の基準>

- 定款の変更の案の内容が一般社団・財団法人法及びその政省令に適合するものであること
- 純資産額が一定額を超える法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、かつ、計画を確實に実施すると認められるものであること



認定



認可

登記

<公益社団法人・公益財団法人>

- 一般社団・財団法人法及び公益法人認定法の規定が適用
- 行政庁が監督

<一般社団法人・一般財団法人>

- 一般社団・財団法人法の規定が適用  
【純資産に相当する額が一定以上の法人の場合】
  - ①公益目的支出計画に基づき公益の目的ための支出を実施
  - ②残余財産の帰属先について制限
  - ③公益目的支出計画の履行を確保するために必要な範囲で行政庁が監督
- 公益目的支出計画の実施の完了が確認されれば、①～③の義務等は解除